



ちゃんと知りたい！

医療費控除

村では、毎年2月中旬から3月中旬にかけて申告相談会を実施しています。今回は、村・県民税申告および所得税の確定申告に係る医療費控除の基本事項について解説します。

【問い合わせ】

税務課住民税担当(☎282-1711 内線1117)

医療費控除って何？

1年間(1月1日から12月31日まで)に、本人または生計を一にする配偶者やその他の親族のために医療費を支払った場合、税の申告をすることにより、一定の金額の所得控除を受けることができます。これを医療費控除といいます。

【計算方法】

$$(\text{医療費の総額} - \text{保険金などで補てんされる金額}) - \text{所得の合計額の5\%}^{\ast 1} = \text{医療費控除額}^{\ast 2}$$

※1…限度額10万円 ※2…限度額200万円

どんなものが対象になるの？

治療するためにかかった費用(診察代、処方箋代、市販薬代など)が対象となります。

【具体例】

- 医師や歯科医師による診療または治療
 - 治療、療養に必要な医薬品の購入
 - 国家資格をもったあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師、柔道整復師などによる治療
 - 助産師による分娩の介助および妊婦または新生児の保健指導 など
- ※治療ではないもの(美容目的、予防目的など)は対象外です。



何を提出すればいいの？

- 医療費控除の明細書
 - 医療費通知書の原本(必要な方のみ)
- ※領収書や補填金の証明書類等は自宅で5年間の保存が必要です。



▲詳細はこちら

ちゃんと
知りたい！

令和6年分所得税の 定額減税

令和6年度税制改正により、令和6年分所得税について、定額による所得税額の特別控除(定額減税)が実施されています。今回は、所得税の確定申告に向けて、令和6年分所得税の定額減税について概要をお知らせします。

【問い合わせ】

税務課住民税担当(☎282-1711 内線1117)

誰が対象になるの？

- 令和6年分所得税の納税者である国内居住者(所得税が発生しない場合は対象外)
- 合計所得金額が1,805万円以下の方

どれくらい減税されるの？

- 本人：3万円
 - 同一生計配偶者^{※1}または扶養親族^{※2}：1人につき3万円
- ※1…納税者と生計を一にする配偶者(事業専従者でない方)で、年間の合計所得金額が48万円以下の方
- ※2…納税者と生計を一にする配偶者以外の親族(事業専従者でない方)で、年間の合計所得金額が48万円以下の方
- ※1・2…令和6年12月31日(令和6年中に死亡した場合は死亡した日)の現況によります。国内居住者に限ります。

各所得ごとに定額減税を受けるために 確定申告が必要な場合があります。

(1)給与所得

年末調整が済んでいない方は、確定申告により定額減税を受けることができます。

(2)年金所得

源泉徴収税額から定額減税を受けた上で、確定申告によって定額減税額の清算を行うことができます。
下記のいずれかに該当する場合は、定額減税額の清算等に関わらず確定申告が必要です。

- 公的年金等の収入金額の合計額が400万円を超える
- 公的年金に係る雑所得以外の所得金額が20万円を超える

(3)事業所得、不動産所得 等

これらの所得に加えて、給与所得や年金所得がある場合は、給与や年金の源泉徴収税額から定額減税を受けた上で、確定申告によって定額減税額の清算を行うことになります。

(4)退職所得

給与等の源泉徴収において定額減税しきれなかった場合のみ、確定申告により、退職所得を含めた所得に係る所得税額から定額減税を受けることができます。



▲詳細はこちら